



非居住者所得税の源泉徴収に関する問題 改正反不正競争法

中国ニュースレター No. 2 / 2017年11月

1. 国家税務総局「国家税務総局による非居住者所得税の源泉徴収に関する問題の公告」

2017年10月17日、国家税務総局より「国家税務総局による非居住者所得税の源泉徴収に関する問題の公告」（原文：国家税务总局关于非居民所得税源泉扣缴有关问题的公告）が発表されました。本公告により非居住者の源泉徴収に関する一部の手続きにつき改正がありました。本社と中国子会社を頻繁に行き来する出張者や香港・マカオから中国本土のビジネスを行う駐在員への対応についてご注意ください。本公告は、2017年12月1日より施行されます。

37号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2878645/content.html>

概要

2017年10月17日発表の37号と国税発(2009)3号『国家税務総局による「非居住企業所得税の源泉徴収管理に関する暫定弁法」に関する通知』（原文：国家税务总局关于印发〈非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办法〉的通知）との主な変更点は、次のとおりです。

- ・源泉徴収義務者が契約締結日から30日以内に管轄の税務機関で行わなければならなかった源泉徴収税額の登記が不要に
- ・分割での清算手続きを廃止
- ・「中華人民共和国源泉徴収企業所得税報告表（原文：中华人民共和国扣缴企业所得税报告表）の簡素化（特別な場合を除く）

37号公告の解説全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c2878586/content.html>

2. 改正反不正競争法

2017年11月4日、全国人民代表大会常務委員会にて反不正競争法（原文：反不正当竞争法）の改正が可決されました。同法は2018年1月1日より施行されます。

全文は次のサイトでご覧いただけます。
http://www.shzj.gov.cn/art/2017/11/6/art_27061_3243.html

概要

2017年11月4日の全人大常務委員会にて反不正競争法が改正、可決されました。特徴的なところでは、インターネット取引に関する規定（第12条）が追加されたほか、商業賄賂、商標の取り扱い等罰則も大幅に強化されました。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY東京監査法人

出口美紀 - 研究員

Email: miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂7-3-37 プラース・カナダ3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website: www.uhy-tokyo.or.jp